

## ○ 憲法、条約、法律、命令及び条例の関係等について

### 1. 憲法

日本国憲法は、「国の最高法規」（第 98 条第 1 項）であり、「その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」（同項）とされている。

### 2. 条約

条約は本来、国際法上の法形式であるが、日本国憲法においては、条約を誠実に遵守することを定めている（第 98 条第 2 項）ことなどから、条約は国内法の一形式として認められていると解されている。条約については、その内容が十分に具体的でそのまま国内法として通用させられる条約（自動執行条約）と、国内に適用するためにはそのための法律を制定する必要がある条約とがあるが、国際人権規約は自動執行条約だとされている。

条約と憲法の関係については、学説上、憲法優位説と条約優位説に分かれているが、憲法優位説が通説的地位を占めている。

条約と法律との関係については、条約は国際的な取決めであり、憲法が、条約の締結における国会の承認や条約の誠実な遵守を求めている（第 73 条第 3 号ただし書、第 98 条第 2 項）ことから、条約は法律に優位すると解する点で学説はほぼ一致している。

### 3. 法律

法律は、国権の最高機関である国会の議決によって成立する法形式であり、憲法につぐ強い形式的効力を有するとされる。ただし、条約よりは下位と解される。

### 4. 命令

命令とは、行政機関によって制定される法規であり、政令、内閣府令・省令等がある。命令は、法律の委任に基づくか、法律を執行するためのものである必要がある。

命令の形式的効力は、法律より下位である。なお、政令と内閣府令・省令では、政令のほうが優位する。

### 5. 条例

条例は、日本国憲法において「法律の範囲内で条例を制定することができる」と定められており（第 94 条）、また、地方自治法において「法令に違反しない限りにおいて（……）条例を制定することができる」と規定されている（第 14 条第 1 項）ことから、法律及び命令（法令）よりも形式的効力は下位となる。

#### 【参考文献】

野中俊彦ほか『憲法Ⅱ（第 5 版）』（平成 24 年、有斐閣）

宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第 5 版〕』（平成 25 年、有斐閣）